

大阪市淀川区と一般社団法人関西ジュニアスポーツ能力開発協会との  
連携に関する協定書の変更にかかる覚書

大阪市淀川区（以下、「甲」という）と一般財団法人関西ジュニアスポーツ能力開発協会（以下、「乙」という）は、両当事者間で締結された平成28年9月15日付「大阪市淀川区と一般社団法人関西ジュニアスポーツ能力開発協会との連携に関する協定書」（以下、「原協定」という）に関し、以下のとおり合意する。

（原協定の条文の全文削除）

第1条 原協定第3条第3項及び第4項を削除する。

（削除の効力発生日）

第2条 前条の原協定一部削除は本覚書の締結日より適用されるものとする。

（原協定の適用）

第3条 本覚書に定めのない事項については原協定の定めに従うものとする。

本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名のうえ、各1通を保有する。

令和6年4月1日

甲 大阪府大阪市淀川区十三東2丁目3-3  
大阪市  
協定締結担当者 淀川区長 岡本 多加志

乙 大阪府大阪市淀川区西中島3丁目20-9 中島ビル  
一般社団法人関西ジュニアスポーツ能力開発協会  
理事長 山田 貴子